

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る 検討会報告書（第 1 回）の概要及び今度の対応

1 検討対象物質

○ 1, 2-ジクロロプロパン

2 検討の経緯

平成 25 年 5 月 31 日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書（第 1 回）」において、1, 2-ジクロロプロパン（洗浄又は払拭の業務）については、健康障害防止措置の検討を行うべきと評価された。これを受けて本検討会において講ずべき具体的な措置の検討を行った。

3 検討手順

検討に当たっては、業界団体等からのヒアリング結果を踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

4 検討結果及び今後の対応

1, 2-ジクロロプロパンについて、健康障害防止措置の検討を行ったところ、下記のような結論となった。

1, 2-ジクロロプロパンを含有する洗浄剤を用いた洗浄・払拭の作業については、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の「エチルベンゼン等」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。

また、1, 2-ジクロロプロパンの有害性を勘案し、作業の記録の保存（30 年間）等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

なお、1, 2-ジクロロプロパンについて、健康障害を防止するための措置の適用を除外する作業については、事業者によるリスクアセスメントに基づく自主的な管理を継続し、良好な作業環境を維持することが重要である。

5 今後の対応

本報告書を受けて、厚生労働省では、関係政省令の改正を予定（平成 25 年 10 月頃公布、平成 26 年 1 月施行）。